

<B2>知財翻訳実務把握講座（専門家講義）

<表紙>

『この講座は、主に、特許和英翻訳に初めてチャレンジする人（文系・理系のいずれも）を対象とする講座です。和英翻訳に最低限必要な、日本および外国（主に、欧米）の特許制度に関する基礎知識を学びます。

対象者：翻訳のための「特許の基本知識」を学びたい方

講座の内容：前半＝的確な特許英訳をするために「最低限必要」な、日本および外国特許の知識を「ポイント解説」します。』

<本講座（前半）テキスト抜粋>

1. 「翻訳」の側面から見た「特許出願」の種類

（1. 1）内内（内国）出願

①日本人（法人／個人）による、JPO（日本国特許庁）への出願を言います。

②基本的に、翻訳は不要です。

③ただし、例外的に、（例えば、外国文献をJPOに提出するために）英文和訳が必要となる場合があります。

（1. 2）内外出願（いわゆる「外国出願」）

①日本人（法人／個人）による、外国特許庁への出願を言います。

②ここに、外国特許庁には、USPTO（米国特許商標庁）、EPO（欧州特許庁）、CN（中国）、KR（韓国）、TW（台湾）等があります。

③基本的に、和英翻訳が必要です。

④CN、KR、TWは、通常、和文明細書でも出願できます（現地で、和文→現地語への翻訳をします）。

⑤なお、TWは、後述する「パリ条約」やPCT（特許協力条約）の加盟国では無いため、他の国とは「別ルート」で出願する必要があります。

（1. 3）外内出願

①外国人（法人／個人）による、JPO（日本国特許庁）への出願を言います。

②基本的に、英和翻訳が必要です。

③まれに、ドイツ語やフランス語からの出願もありますが、通常は、現地から「英訳」が送られて来ます。

2. 日本の特許制度の概要

(2. 1) 特許出願の意義

①日本国で特許権を取得するためには、JPOに所定の書類により、「特許出願」を行う必要があります。

②この「所定の書類」には、以下のものが主として必要です。

(i) 願書（発明者の名前・住所、出願人の名称・住所等のいわゆる書式的事項を記載します）

(ii) 特許請求の範囲（通常「クレーム」と称されます；特許権としての保護を請求する「範囲」を記載する重要な文書です）

(iii) 明細書（出願の対象たる「発明」を詳細に記述するための重要な文書です）

(iv) 図面（電気・機械分野では、通常は必要です；これに対して、化学分野では必ずしも必要ではありません）

(v) 要約書（第三者がサーチする際に必要とされる情報＝発明の要約を簡潔に記載します）

3. 特許出願が「特許」されるための要件

(3. 1) この「特許要件」には種々のものがあります（資料編をご参照下さい）が、翻訳の観点から重要なものは、以下の3つです。

①新規性（その発明が、公知の事実から、客観的に新しいこと）

②進歩性（その発明が、上記した「公知の事実」から見て、意外性（ないしは顕著な効果）があること）

③記載不備（クレーム・明細書が、不充分／不適當でないこと）

(3. 2) 「記載不備」について

①上記した3つの「重要な特許要件」のうち、前2者（新規性／進歩性）は、主には「和文明細書・クレーム」の問題です。

②他方、「記載不備」は、翻訳にも関連する重要な問題です。

③通常、英文明細書は、以下のプロセス（すなわち、「ステップa」および「ステップb」）を経て作成されます。

発明→（ステップa）→和文明細書→（ステップb）→英文明細書

④すなわち、「ステップa」では、技術的思想（コンセプト）たる「発明」を和文で文書化して、和文明細書を作成します。次いで、「ステップb」で、その和文明細書を英訳して、英文明細書を作成します。

⑤上記の「記載不備」は、「ステップa」のみならず、「ステップb」でも、入り込む可能性があります（例えば、翻訳者の誤解、不注意等による誤訳により）ため、翻訳時に特に注意が必要となります。

<本講座（後半）テキスト抜粋>

『ここでは、「化学分野の発明」に関する明細書を翻訳する際のポイントを学びます。』

5. 「化学発明」翻訳の特徴

(5. 1) 「化学」の動詞は極めて単純

①化学分野における、動作／処理に関する操作は「極めて単純」であるため、「動詞」に関しては、比較的少数の「基本的な動詞」を、正確に使いこなせれば、通常は充分です。

②これらの動詞の例は、例えば、以下のようなものです。

(i) 反応させる (react)

(i i) 混合する (mix)

(i i i) 加熱する (heat)

(i v) 蒸留する (distill)

(5. 2) 「化学」の名詞は膨大

①他方、化学における名詞は、膨大な数があります。

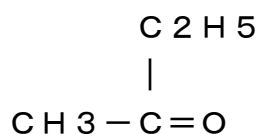
②これらは、通常は、「化合物・物質」の名称です。

③ただし、上記の「化合物・物質」の名称は、その9割以上が、極めて「系統的」に命名されるため、その「規則」（クセ）を知れば、あとは類推で、かなりの程度が理解できます。

④よって、このような化学の名詞自体の英訳は、「機械翻訳」でも充分に使用可能な場合が大部分です（該翻訳ソフトに付属の「専門語辞書」さえ利用すれば）。

⑤例えば、化学における「名称」は、以下のようなものがあります。

『メチルエチルケトン』（「MEK」と略称される）



『ポリエチレン』（「PE」と略称される）

